

平成22年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中本 秀 樹  
平成21年(行コ)第13号 警乗手当請求控訴事件(原審・松山地方裁判所平成  
17年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結の日 平成22年1月18日

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 主位的請求

被控訴人は、控訴人に対し、1万3600円を支払え。

3 予備的請求

被控訴人は、控訴人に対し、31万3600円及びこれに対する平成14年  
4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の骨子

本件は、警察官が県外を用務先とする列車警乗(以下「県外警乗」という。)を行うと、1日につき1700円の警乗旅費が支給されるところ、愛媛県警察鉄道警察隊に所属していた控訴人が、平成11年10月28日から平成13年1月17日までの間、合計8回(平成11年10月28日、同年12月18日、平成12年1月17日、同年2月19日、同年3月17日、同年6月12日、同年9月1日、平成13年1月17日。以下、これらの日を総称して「本件請求日」という。)にわたり、県外警乗の職務に従事したにもかかわらず、警乗

旅費が支給されていないと主張して、主位的に、被控訴人に対し、警察庁旅費取扱規則8条に基づき、警乗旅費1万3600円の支払を求めるとともに、予備的に、控訴人の上司は意図的に旅費支給手続をしなかったことにより、控訴人に上記警乗旅費に相当する金額の損害及び精神的苦痛を与えたと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金31万3600円及びこれに対する不法行為後の日である平成14年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

## 2 法令の定め等、前提事実等、争点及び争点に対する当事者の主張

### (1) 原判決の引用

法令の定め等、前提事実等、争点及び争点に対する当事者の主張は、次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決第2の1ないし4（原判決2頁4行目から11頁4行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

### (2) 原判決の補正

ア 原判決4頁4行目から17行目までを削り、同18行目の「(3)」を「(2)」に改める。

イ 同5頁6行目及び8頁16行目の「原告の上司は、原告の旅費支給手続を意図的に無視したか」を「控訴人の上司は、意図的に控訴人の旅費支給手続をしなかったか」に各改める。

ウ 同6頁1行目から14行目までを削り、15行目の「(イ)」を「(ア)」に改める。

エ 同7頁2行目から7行目までを「T及びSがある程度、包括的な県外警乗の指示を隊員に与えてその実施を督励し、隊員がそれに応じて自主的に県外警乗を実施し、活動報告書で報告した場合は、適法な旅行命令に基づく県外警乗として取り扱うことが許容されるべきである。」に、8行目の「(ウ)」を「(イ)」に各改める。

オ 同16行目の「(ア)」の次に「T及びSが控訴人に対し警乗を行うよ

う指示、督励した事実、及び」を加える。

カ 同8頁2行目から15行目までを「警乗旅費は、所定の手続を経て支給するものであり、控訴人の独自の解釈に基づいて支給することはできない。」に改める。

キ 同9頁8行目から12行目までを削る。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1（控訴人は本件請求日に用務地を多度津とする県外警乗勤務を行い、これらに対する警察庁旅費取扱規則8条に基づく日当の支払請求ができるか）について

(1) 証拠（甲9、10、19、20、乙2、3、12、13、証人T、証人S、控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 県警本部における警乗旅費支給手続に関する運用の流れは、以下のとおりである。

鉄道警察隊では、毎月中旬ころまでに翌月の列車警乗実施計画を策定し、隊長が、その計画に基づき、隊員に警乗の指示をする。

隊員は、その指示に基づいて警乗を行い、終了後、隊長に対して警乗結果の報告をし、活動日誌に記録する。

隊長は、活動日誌を決裁し、地域課に活動日誌を渡す。

地域課では、活動日誌を確認したうえで、旅行命令簿に個々の旅行命令の事後的な記載を行い、概ね2週間分をとりまとめて旅費精算請求書を作成し、旅行命令簿とともに会計課に提出するなどの所定の手続を経て、警乗旅費が支給される。

イ 控訴人は、鉄道警察隊に配属された際、同僚から、警乗、駅頭警戒などが鉄道警察隊の職務であるが、警乗は原則2人1組で行う必要があるから、現在の鉄道警察隊の体制では実施できない旨の説明を受けた。しかし、控訴人は、工夫次第では、警乗を1人で行うことも可能であると考えた。

ウ 控訴人は、昭和58年ころから、自分の行動の状況等の記録を残すために、警乗を行った日時等を手帳（以下、これらの手帳を「本件手帳」という。）に記載するようになったが、平成11年分及び平成12年分の手帳には、平成11年10月28日欄に「11：30～16：09 ㊦」、同年12月18日欄に「11：30～16：09 ㊦」、平成12年1月17日欄に「10：22～15：09 ㊦度津」、同年2月19日欄に「10：22～16：09 ㊦」、同年3月17日欄に「10：22～15：15 ㊦」、同年6月12日欄に「11：27～16：12 ㊦度津」、同年6月24日欄に「11：27～16：12 ㊦度津」、同年9月1日欄に「11：27～16：12 ㊦度津」、平成13年1月17日欄に「10：22～15：15 ㊦度津」の各記載がある。

エ ㊦は、鉄道警察隊隊長に着任した際、隊員に対し、警乗の実施要領を説明した。㊧は、鉄道警察隊隊長に着任した際、隊員に対し、1日1回警乗を行うように話した。しかし、㊦及び㊧は、控訴人に対し、個別具体的な警乗の指示をしたことはない。

一方、控訴人も、本件請求日の警乗に関しては、㊦及び㊧から個別具体的な警乗の指示を受けたことはなく、自己の判断により警乗を行った旨供述している。

- (2) 上記認定事実によれば、控訴人は、本件請求日の警乗に関して ㊦ 及び ㊧ から個別具体的な指示を受けたものとは認められず、㊦ が隊員に対して警乗の実施要領を説明したことや ㊧ が隊員に対して1日1回警乗を行うように話したことは、それぞれが隊長に着任するに当たって、隊員に対し、一般的な心構えや訓示をしたにすぎないと解すべきであり、これらをもって、控訴人に対する具体的な指示があったと解することはできないし、警乗を隊員の自主的判断に委ねる旨の包括的な指示があったと認めることもできない。

なお、控訴人は、本件請求日に県外警乗を行った事実及びその具体的内容を活動日誌に記載して上司に報告していた旨主張し、原審における本人尋問において同旨の供述をするのに対し、証人「ア」及び同「S」は、原審における各証人尋問において、控訴人の活動日誌には、当時、県外警乗をした旨の記載がなかったと証言するところ、いずれの供述ないし証言を信用すべきかについては、被控訴人において、その保存期間が経過したため当該活動日誌を廃棄したとしているから、現在では、これを客観的証拠によって認定することが困難であるといわざるを得ない。

したがって、本件にあらわれた証拠による限り、控訴人の上記主張を認めることはできないものと判断するほかない。

そうすると、仮に、控訴人が本件請求日に県外へ向かう列車に乗車した事実があったとしても、当該乗車が旅行命令に基づいた警乗であると解することはできず、したがって、控訴人が本件請求日に旅行命令に基づいて県外警乗を行ったものと認めることはできないから、その余の点につき判断するまでもなく、控訴人の主位的請求は理由がない。

## 2 争点2（控訴人の上司は、意図的に控訴人の旅費支給手続をしなかったか）について

(1) 控訴人は、控訴人の上司が意図的に控訴人の旅費支給手続をしなかった旨主張するが、控訴人は本件請求日における県外警乗についての個別具体的な旅行命令を受けていなかったものと認められること、控訴人が本件請求日に県外警乗を行った旨を活動日誌に記載をしたことを認めるに足りる証拠がないことは前記判示のとおりであるうえ、控訴人の上司が意図的に控訴人の旅費支給手続をしなかったことを認めるに足りる証拠もないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) また、控訴人は、活動日誌により県外警乗を行ったことを報告していたから、旅行命令権者において旅費の支給手続を執る義務がある旨、及び、控訴

人の上司が警乗旅費の予算を裏金化するため控訴人の活動日誌を黙殺した旨主張するが、控訴人が本件請求日に県外警乗を行った旨を活動日誌に記載をしたことを認めるに足りる証拠がないことは前記判示のとおりであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) よって、その余の点につき判断するまでもなく、控訴人の予備的請求は理由がない。

3 なお、控訴人は、平成11年度及び平成12年度の旅行命令簿等の書類は裏金を作るための架空の書類であり、その記載内容は虚偽である旨主張するが、仮に控訴人の同主張が立証されたとしても、そのことによって主位的請求における旅行命令の欠缺の瑕疵が治癒されるものではなく、また、予備的請求との関連においても、控訴人の上司が意図的に控訴人の旅費支給手続をしないことが直ちに裏金を生み出す結果となるものではないと解されるから、控訴人の本件各請求の当否に影響を与える主張とは認められず、この点に関する控訴人の上記主張も理由がない。

#### 第4 結論

以上のとおり、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は結論において正当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官 杉 本 正 樹

裁判官 市 原 義 孝



裁判官 佐々木 愛彦

(別紙)

当事者目録

松山市

控	訴	人	仙	波	敏	郎
同	訴訟代理人	弁護士	薦	田	伸	夫
同			西	嶋	吉	光
同			東		俊	一
同			高	田	義	之
同			今	川	正	章
同			水	口		晃
同			中	川	創	太
同			野	垣	康	之
同			山	口	直	樹
同			中	尾	英	二
同			村	上	勝	也
同			岡	林	義	幸
同			石	光	真	理
同			古	田	真	久

上記薦田伸夫

訴訟復代理人	弁護士	丑	野	雅	紀
--------	-----	---	---	---	---

松山市一番町4丁目4番地2

被	控	訴	人	愛	媛	県
同	代表者	知事	加	戸	守	行
同	訴訟代理人	弁護士	村	田	建	一
同			武	田	秀	治
同			田	所	邦	彦



同	指	定	代	理	人	鈴	木	雄	二
同						白	田	英	樹
同						高	市	宅	治
同						立	花	忠	樹
同						大	塚		徹
同						重	松	真	史
同						熊	野	雅	仁
同						川	留	信	宏
同						三	多	弘	幸
同						金	子		均
同						篠	原	政	紀

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 2 2 年 4 月 1 5 日

高 松 高 等 裁 判 所 第 2 部

裁 判 所 書 記 官 中 本 秀 樹

